

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年8月31日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	加藤敬徳君
	清水和弘君		赤澤厚君
	斉藤芳夫君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（5名）

議長	清水正二君		秋山照雄君
	滝川美幸君		五味武彦君
	山本英俊君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	横森貴志君	総務部長	石合雅史君
市民部長	加藤文雄君	教育部長	山田洋君
秘書政策課長	丸山英資君	企画財政課長	宮本裕君
総務課長	小澤明君	人事課長	小林一三君
市民窓口課長	小池清美君	税務課長	三井美樹君
収納課長	二宮千栄君	教育総務課長	名取藤吾君
学校教育課長	興石信君	生涯学習文化課長	大寫正之君
総合政策係長	伊藤敦君	財政係長	田中貴則君
総務係長	久保欽一君	給与係長	早川要子君

届出窓口係長	小林 奈津美 君	市民税係長	金子 智奈美 君
資産税係長	新奥 知恵 君	徴収係長	清水 良一 君
施設係長	徳井 雄一 君	保健給食係長	荻原 実香 君
生涯学習係長	小田切 治 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋 達巳	書記	森田 公
書記	長田 大地	書記	中込 美智子

審査内容

1 条例審査

議案第54号 辺地に係る総合整備計画の変更について承認を求める件

議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件

議案第56号 甲斐市手数料条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第57号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）

3 請願審査

請願第2-1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度
拡充を図るための請願書

4 その他

開会 午前 9時29分

○書記（森田 公君） おはようございます。

連日のご参集大変お疲れさまでございます。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶いただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、おはようございます。

連日の熱い中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

国政のほうでは、総理が辞任というふうなことで一大ニュースとなっているわけですが、その間7年8か月という形の中で、様々な問題があり、また国民に対して納得できないような事態も発生しているわけですが、次期の総理についてはしっかりと国民に寄り添った政治をやっていただきたいと、リードを執っていただきたいというふうな思いを持っております。

今日は我々の委員会、常任委員会で補正予算の条例等の審査が終わるということで、前半が終わるかなというふうに思っています。また、2日の本会議も、決算の審査ということになろうと思っておりますけれども、まだまだ暑い日が続くことが予想されます。ぜひ、体調には十分留意なされて、この長丁場の8月定例会を乗り切っていただければというふうに思います。

本日は、案件も結構多いですのでできるだけスムーズに進行できますよう、委員各位のご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（内藤久歳君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説

明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため、人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審査に入る前にお諮りします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例審査を行います。

議案第54号 辺地に係る総合整備計画の変更について承認を求める件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 改めまして、おはようございます。

秘書政策課から議案第54号 辺地に係る総合整備計画の変更について承認を求める件のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

議会資料は1ページから3ページとなります。

これまで総務教育常任委員会におきまして、ご説明申し上げましたが、本計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、福沢辺地に係る総合整備計画の変更について、別紙のとおり定めたもので、同法第3条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

提案理由につきましては、福沢辺地に係る総合整備計画の内容を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、辺地対策事業債の適用を受けるため、総合整備計画の変更の議決を得る必要があります。これがこの案件を提出する理由であります。

議案書の4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらは別紙といたしまして、総合整備計画書となります。

山梨県甲斐市福沢辺地、辺地の人口が183人、面積8.73平方キロメートルであります。

1、辺地の概要につきましては、(1)といたしまして、辺地を構成する市または字の名称は下福沢、上福沢、神戸、下芦沢、上芦沢、亀沢(大明神)であります。地域の中心の位置につきましては、下福沢の44番地となります。辺地度点数は136点であります。

公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、福沢辺地は本市の中心から18.15キロメートル北の最端に位置し、標高700メートルから1,200メートルの山間地に9つの集落が散在しており、交通は狭隘で急坂な市道または林道を生活道路としております。

産業は農林業が主体であり、低迷する経済状況と地理的悪条件により生産性が低く、第1次産業就業人口の減少、また、人口の流出及び高齢化が進行しております。

この対策といたしまして、本市においては、農林業の生産性の向上策や豊かな自然資源のPRを行い、地域の活性化を推進するとともに、引き続き生活環境の整備を継続し、地域住民の生活文化の水準の向上を図る必要があります。

本計画は福沢辺地の幹線道路といたしまして、住民の生活に密着した使用頻度の高い市道小川線の改良及び防災行政無線のマルチパスを解消するための再送信局増設と、アンテナ取替えを行うものであります。

市道小川線は、地域の拠点施設となっております清川地域ふれあい館の進入路であるとともに、県道葦崎昇仙峡線から分岐し、北部観光施設のアクセス道路であります。現状の幅員は4.6メートルから5メートルでありまして、大型車両が通行をする際に往来に支障を来していることから、現状の幅員を6メートルから7メートルに拡幅し、住民の安全性の確保と利便性の向上を図る必要があります。

また、福沢辺地の防災行政無線については、山間地に位置するためマルチパスの影響により屋外拡声子局に受信障害が生じ、住民への正確な情報伝達できていない、当該辺地は土砂災害警戒区域が点在することから、近年の集中豪雨や大型台風が頻発している状況下では、避難情報等を正確に伝達するため、早急にマルチパスの解消の必要があります。

次に、6ページをお願いいたします。

3、公共的施設の整備計画につきましては、今回の計画を含め令和2年度から令和6年度までの5か年の事業内容を表として記載しております。

内容につきましては、表のとおり2つの事業を計画し、下段の合計額事業費を4,427万円、この財源内訳といたしまして、特定財源が1,320万円、一般財源が3,107万円。この一般財

源のうち、辺地対策事業債の予定額を2,660万円としております。

議会資料の1ページ、2ページをお開きください。

1ページの1、辺地対策の概要から5、総合整備計画の変更手続きにつきましては、定義的な内容でございまして総務教育常任委員会での説明の内容から変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

2ページをお願いいたします。

6、辺地の状況といたしまして、(1)対象区域については前屋、下福沢、上福沢、神戸、下芦沢、本村、古川、平見城、大明神の9集落でありまして、3ページをお願いいたします。こちらは、事業計画の位置及び福沢辺地の区域図となります。2ページへお戻りください。

(2)現在の総合整備計画は、令和2年度から令和6年度であります。事業の内容は表のとおり事業名を市道古川線道路改良事業として延長110メートル、幅員6メートルから7メートルの整備内容となっております。また、事業費は2,300万円、実施年度は令和2年度から令和5年までと計画しております。

次に7番、福沢辺地総合整備計画変更による追加事業につきましては、(1)事業年度、令和2年度、(2)施設名、電気通信に関する施設、(3)事業名、防災行政無線、再送信局増設移設事業、(4)事業費、2,127万円。このうち辺地債対象事業費につきましては360万円となります。(5)事業内容及び変更理由につきましては、福沢辺地の防災行政無線については山間地に位置するため、マルチパスの影響により屋外拡声子局に受信障害が生じ、住民への正確な情報伝達できていない状況が続いております。特に当辺地は、土砂災害警戒区域が点在し、近年の集中豪雨や大型台風が頻発している状況下では、避難情報等を正確に伝達するために早急にマルチパスを解消する必要があります。

本事業につきましては、既設マストへの再送信子局の増設及び受信用アンテナの送受信用への取替えを行い、屋外拡声子局の受信状況の改善を図るため総合整備計画に事業を追加するものであります。最後に8、今後のスケジュールにつきましては、令和2年9月に山梨県へ総合整備計画書を提出いたしまして、山梨県において土地計画を添えて総務省へ提出をお願いするものであります。

以上で、議案第54号 辺地に係る総合整備計画の変更について承認を求める件の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

ここで委員並び職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） この間、総務教育常任委員会で説明を受けたよね。大体、計画の変更ということで拡声器の話があった。これ十分理解もできるし、あれなんだけど、これをつけて今の上福沢辺地というのは大体対応できる。これで早く言えば、この奥のほうの平見城のほうへ行ってその辺も整備をすれば、大体この辺はどんどんクリアできて放送の聞き取りにくいというものは解消できると。

○委員長（内藤久歳君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 当初設置から電波障害等解消するために調査等を行い、今回の整備によって解消されるということで担当からは伺っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 解消できればね。さっき課長も言ったように、あの辺は特に土砂災害とか結構傾斜地が多くて危ない危険箇所が多いところなので、いいことなので。また、当然それ以外にも、清川とか山間地は結構多いんだよね、放送の聞きにくいところあるから。それもまた今後の課題として、地域の要望等十分取り入れた中で対応してもらえばありがたい。これは要望で結構です。よろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） ちょっと細かいことで申し訳ないんだけど、辺地の状況、対象区域がありますよね。この9集落の戸数、わかりますか。

○委員長（内藤久歳君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） すみません。世帯数はちょっと把握していないんですけども、人口は辺地の中で183名いらっしゃるという計画となっております。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員、よろしいですか。

○委員（有泉庸一郎君） 全体で183名ですか。9集落で。

○委員長（内藤久歳君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 9集落で辺地の人口が183人となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 後で結構ですから、戸数もし分かったら大体何か災害があったときに必要だと思うんでね、後で教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤係長。

○総合政策係長（伊藤 敦君） 世帯数につきましては、96世帯となります。

以上です。

〔「各、内訳は」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 伊藤係長。

○総合政策係長（伊藤 敦君） 各地区の世帯数になりますけれども、大明神が15、神戸8、前屋11、下福沢17、上福沢14、下芦沢15、本村3、小川2、平見城11、計96世帯となります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。ほかに委員より何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 委員の質疑はないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。傍聴議員ありますか。

秋山議員。

○議員（秋山照雄君） 地域の中心の位置というのが下福沢の44番地とあるんですけども、この図面を見てもこの太枠の中が地域だと思うけれども、中心地というのがえらい下に位置していて、この区域の中心地ということではないんですか。その辺はどういうあれでもって決めているんですか。

○委員長（内藤久歳君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 地域の中心、ここにつきましては9集落あるわけですが、まず条件としまして宅地の3.3平米の価格が高い地点というものがあるんですが、福沢辺地の場合につきましては、標準宅地が7か所設定しております。このうち、下福沢の15-1という地番が最も高い評価ではございますが、市民バスの停留所に最も近い下福沢の44番地を一応中心地として設定しております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 秋山議員。

○議員（秋山照雄君） 位置的なことで、その土地の価格とか何とかそういうもんじゃなくて、この位置が中心地の位置という言い方すると、この場所の中の真ん中が中心地というそういう捉え方をすると思うんだけど、これ位置的に真ん中じゃないから、それはどういうことかと聞いているんです。

○委員長（内藤久歳君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 本整備計画における地域の中心というのは、住宅の価格が最も高い地点ということが中心地として位置づけられておりますので、地図上ではちょっと位置が中心ではございませんが、土地の価格を中心としますのでご理解をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか、傍聴議員。

山本議員。

○議員（山本英俊君） 資料の2ページの一番最後の今後のスケジュール、令和2年9月県へ総合整備計画提出という形で県から総務省という形ですけれども、おおむねどのぐらいの期間で工事が上がれるのか、県のほうへ投げちゃうと上がらないからな。

○委員長（内藤久歳君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 本計画につきましては、一度承認を受けております。今回追加の案件でございますので、事業計画書の提出、経緯としておおむね1か月程度で下りると伺っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 山本議員。

○議員（山本英俊君） 大体の予定は分かっているんですか。

○委員長（内藤久歳君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 本定例会におきまして、承認の議決後に県のほうへ提出いたしますので、時期から行くと10月の中旬には下りるかなと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第54号の質疑を終了します。

これより、議案第54号 辺地に係る総合整備計画の変更について承認を求める件について

て、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第54号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で議案第54号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時52分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

その前に、当局の答弁については、きちっと呼応して委員長に発言を求めてから発言をしてください。よろしく申し上げます。

三井税務課長。

○税務課長（三井美樹君） お疲れさまでございます。

それでは、市民部税務課より議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして、説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案の7ページからとなります。

改正の提案理由といたしましては、10ページをお願いいたします。

これは地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税

法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正関係の内容及び資料につきましては、議案の7ページからの改正条文、また定例市議会資料4ページの甲斐市税条例の一部改正の概要及び6ページからの新旧対照表となりますが、定例市議会資料4ページの概要により説明させていただきます。

初めに、第1条関係の改正内容となります。

1、個人の市民税の非課税の範囲の改正につきましては、地方税法第295条の第1項の改正に伴い、全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、寡婦を対象から除き、ひとり親を対象に追加する改正であります。改正箇所は第24条となります。

次に、2、所得控除の改正につきましても、地方税法第314条の2の改正に伴い、ひとり親控除を追加する等の所要の改正でございます。改正箇所は第34条の2となります。

次に、3、市民税の申告の改正につきましては、法律改正に伴う項ずれでございます。改正箇所は第36条の2となります。

4、たばこ税の課税標準の改正につきましては、地方税法第467条第2項の改正に伴い、軽量の葉巻たばこの課税標準につきまして、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とするものがあります。激変緩和等の観点から2段階の改正実施となり、まず令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、対象を1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限るものとし、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算するものでございます。改正箇所は第94条となります。

次に、5、延滞金の割合等の特例の改正につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備でございます。改正箇所は附則第3条の2となります。

6、納期限の延長に係る延滞金の特例の改正につきましても、5と同様の租税特別措置法の特例規定の改正に伴う規定の整備でございます。改正箇所は附則第4条となります。

7、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の改正につきましては、地方税法附則第34条の4項の改正に伴い、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合、長期譲渡所得の金額から100万円の控除をする特例の創設でございます。改正箇所は附則第17条となります。

8、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の改正につきましては、地方税法附則第34条の2の改正に伴い、適用期限を3年延長する等の所要の措置でございます。改正箇所は附則第17条の2となります。

第1条関係の施行日は、4のたばこ税関係は令和2年10月1日、それ以外は全て令和3年1月1日となります。

5ページをお願いいたします。

次に、第2条関係となります。

1、納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金の改正につきましては、地方税法第326条第1項の改正に伴う項ずれでございます。改正箇所は第19条となります。

2、年当たりの割合の基礎となる日数の改正につきましては、市税条例第52条第4項の削除に伴う改正でございます。改正箇所は第20条となります。

3、市民税の納税義務者等の改正につきましては、地方税法第294条第8項の改正に伴う規定の整備でございます。改正箇所は第23条となります。

4から7番につきましては、法人市民税関係となります。

地方税法改正における法人税の連結納税制度の見直しに伴う対応でございます。法人税におきまして、企業グループを1つの納税単位とする連結納税の制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされておりますが、法人市民税、法人税割につきましては引き続き企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の改正でございます。改正箇所は第31条、48条、50条の改正と、52条第4項から第6項の削除となります。

8、たばこ税の課税標準の改正につきましては、徴税法第467条第2項の改正に伴い、第1条関係の改正、軽量な葉巻たばこの課税標準につきまして葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法について、2段階で見直しするものでございます。令和3年10月1日以降においては、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定につきましては、葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する改正でございます。改正箇所は第94条となります。

9、延滞金の割合等の特例の改正につきましては、市税条例第52条第4項の削除に伴う改正でございます。改正箇所は附則第3条の2となります。

第2条関係の施行日は、8のたばこ税関係が令和3年10月1日、それ以外は令和4年4月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 非常に勉強不足で申し訳ないんだけど、今この1から8項目ありましたよね、改正が。どういうことで改正するのかということ、要約して説明してもらえないですか。何でこういうものを改正するのか。

○委員長（内藤久歳君） 三井課長。

○税務課長（三井美樹君） こちらにつきましては、先ほど改正の提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正することに伴いましての所要の改正になりますので、市独自の改正とかではございませんので、そちらの所要の改正を行うものでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 市の独自ではないということはお国で変えたということだから、それは分かっているんですけども、お国で変えるに当たって、どういう理由でこういうものを行ったのか、もし説明が簡単にできたらしていただきたい。

○委員長（内藤久歳君） 三井課長。

○税務課長（三井美樹君） こちらの関係、特に第1条関係につきましては、1番の個人市民税等の関係ですが、こちらのほうは全てのひとり親の家庭に対しての公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や男性のひとり親、また女性のひとり親の不公平を解消する等ことから寡婦とか寡夫とかという区別ではなくて、そういうことを基準にして結婚していなくても子供がいらっしゃる方とか、少し税制的に優遇されている形で令和3年1月1日からという構成になります。

また、たばこ税の関係につきましては、段階的に今までは重量制だったんですが、こちらの部分につきましても、葉巻たばこの重量制を基本的に紙巻たばこことほぼ同等にするという見直しで、段階的に今までも重量の比例課税から同等の同じ紙巻たばここと葉巻たばこを同じような課税標準にしていくという形のスリム化、課税のスリム化を図っていると思われま

○委員長（内藤久歳君） 二宮収納課長。

○収納課長（二宮千栄君） よろしく願いいたします。

延滞金の関係につきましては、市中金利の実勢を踏まえて引下げを行うものということでございます。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

これより、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、何かございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 提案理由で3月31日に公布され、今議会に諮ると、要するに半年たっているわけですよ。これはほかの市町村でも同じようなタイミングで、1月1日からの公布に伴ってやっているのか、それとも先んじてどこかの議会でもう6月議会に提案してどうのこうのとかということがあるのかどうか。要するに、公布されたからすぐにそういうの実施すべきだと思うんだけど、この辺はいかがですか。

○委員長（内藤久歳君） 三井課長。

○税務課長（三井美樹君） こちらの提案理由につきましては、3月31日改正になっておりますので、一度5月の臨時議会のときにうちのほうでも令和2年3月31日専決分に関しましては、先にやらせていただいたところですよ。同じ提案理由の中で施行日が令和3年1月1日だったり令和4年だったりということをお今回分けさせていただいて施行の条例の一部改正をさせていただきました。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 特にちょっと聞きたかったのが、ひとり親のところですよ。1月1日までに、来年の1月1日をもって公布するんだろうけれども、それ以前にそういうひとり親という家庭で救済とかそういう方法があるのかどうか、そのまんまそこからスタートするのか、この辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 三井課長。

○税務課長（三井美樹君） こちらについては、あくまでも令和3年1月1日施行になりますので、来年の確定申告する令和3年度課税の部分から対象になります。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第55号の質疑を終了します。

これより、議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第55号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第56号 甲斐市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

小池市民窓口課長。

○市民窓口課長（小池清美君） お疲れさまでございます。

それでは、市民窓口課から議案第56号 甲斐市手数料条例の一部改正の件につきまして、ご説明いたします。

甲斐市定例市議会議案11ページをお願いします。

初めに、提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードが廃止された

ことから、通知カードの再交付手数料の徴収に関する項目を削除するため、甲斐市手数料条例を改正するものでございます。施行日は公布日からでございます。

それでは、改正内容につきまして、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表30ページから36ページをお願いします。

最初に、資料の31ページをお願いします。

甲斐市手数料条例第2条第1項に規定する、徴収する項目及びその金額を別表で定めております。新旧対照表の左が新、右が旧になっており、下線部分が改正箇所であります。別表の9、17の5通知カードの再交付1件につき500円を削り、以降を1項ずつ繰り上げる改正でございます。

33ページをお願いします。

9、47項中ア及びイそれぞれに48の項とありますが、本来であれば46の項が正しく、1項繰り上がり45の項となるところでございますが、過去の条例改正における改正漏れがあり48の項となっております。今回の条例改正におきまして、併せて改正させていただきます。

また、35ページ、36ページにつきましても、繰り上げる項を引用しているため項ずれの改正を行います。

30ページに戻っていただきまして、手数料条例第5条及び第5条の2第1項第1号同項2号同項第3号につきましても、繰り上げる項を引用しているため項ずれの改正をするものでございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑はないようですので、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許可します。

傍聴議員、質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、議員の質疑を終了します。

以上で議案第56号の質疑を終了します。

これより、議案第56号 甲斐市手数料条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第56号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第56号を終わります。

これで、条例審査は終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩します。25分まで休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時23分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第57号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、そのようにいたします。

初めに、人事課より、本常任委員会所管の人件費の補正について説明をお願いいたします。

小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） お疲れさまです。

それでは、人事課から人件費の補正につきまして、初めに、職員全体の概要について説明させていただきます、その後総務教育常任委員会所管の科目について説明させていただきます。

定例市議会資料の39ページの8月補正予算人件費明細表をお願いいたします。

上段の表の正職員の欄をご覧ください。

正職員の補正予算の内容は、本年1月1日当初予算作成時に各所属に在籍していた職員と4月1日の定期人事異動に伴う各予算科目間の組替えによる増減分と、昇給・昇格に伴います給料、職員手当、共済費の増額分等を調整したものであります。

令和2年1月1日時点で定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数が456人、その後新規採用予定者が2人辞退し、本年3月末までに10人が自己都合退職となったことから、8月1日現在当初予算より12人少ない444人となっております。

次の正職員の表の2節給料の補正額は、職員数が当初予算作成時に予定されなかった自己都合退職者等による12人の減額分と、昇給・昇格に伴います給料月額を増額分等を調整し2,185万9,000円の減額となります。

3節の職員手当等につきましても、12人の減額分と昇給昇格に伴います期末勤勉手当の増額分の調整及び各種手当の見込額を計上し、合計で1,123万2,000円の減額となります。

4節の共済費につきましても、職員数の減による減額等により1,586万1,000円の減額となります。

27節の繰出金は水道事業会計、下水道事業会計に繰り出す児童手当分で職員の異動に伴い20万8,000円の増額となります。

正職員の人件費の補正額は、合計4,874万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、中段の再任用職員の表をご覧ください。

再任用職員は令和元年度任用の17人と令和2年度に再任用を希望した9人の合計26人となっております。

3節職員手当等につきましては、通勤手当2万4,000円の減額、4節共済費については、社会保険料の負担額の確定により14万6,000円の増額となっており、合計で12万2,000円の増額となります。

次の会計年度任用職員の表をご覧ください。

会計年度任用職員は介護認定審査会に予定していた1人が再任用職員を配置することとなったことから、当初予算時の360人から1人減員の359人となります。補正額につきまして

は、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費の合計252万6,000円の減額をお願いするものであります。

次に、8月補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

総務教育常任委員会所管の科目について、補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当、共済費の増減額の理由につきましては、先ほど説明したとおり人事異動によります職員の入れ替わりによるものと、昇給・昇格によります増額分等を調整したものであります。

最初に、1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。01議会事務局職員費につきましては65万7,000円を増額するものであります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては3,569万4,000円の減額となります。06再任用職員費は、先ほど説明しましたとおり12万2,000円を増額であります。

7目支所及び出張所費です。03敷島支所関係職員費につきましては270万2,000円を増額するものであります。05双葉支所関係職員費につきましては96万6,000円の減額であります。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費です。01税務関係職員費につきましては379万円の減額であります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費です。01戸籍住民関係職員費につきましては153万3,000円を減額するものであります。

6項監査委員費、2目監査委員事務局費です。01監査委員事務局職員費につきましては3万9,000円を増額するものであります。

次に、22ページ、23ページをお願いします。

中段になります、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費です。01教育管理関係職員費につきましては253万2,000円を減額するものであります。

2項小学校費、1目学校管理費です。01小学校関係職員費につきましては24万7,000円を増額するものであります。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費です。01中学校関係職員費につきましては25万円を増額するものであります。

4項学校給食費、1目給食センター費です。01給食センター関係職員費につきましては

10万1,000円を増額するものであります。

6項社会教育費、1目社会教育総務費です。01社会教育関係職員費につきましては95万3,000円を減額するものであります。

2目公民館費です。01公民館関係職員費につきましては14万6,000円を増額するものであります。

5目図書館費です。01図書館関係職員費につきましては414万7,000円を増額するものであります。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

7項保険体育費、1目保健体育総務費です。01保健体育関係職員費につきましては77万1,000円を減額するものであります。

以上が、総務教育常任委員会が所管します人件費の補正に関する説明です。

よろしくお願ひご審議のほどお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願ひいたします。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 建設のときにも聞いたんですけれども、正職員が456の予定が444になったということで12名、もちろん辞退者も2名いるということだと思っただけけれども。ちなみに、例えば去年の同時期どういう当初が何人で、補正したら何人だったとか分かりますか。何か非常に多いような気がするんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 昨年の9月補正の段階で説明させていただいた数字ですけれども、昨年度は当初予算が449名で見込んでおりました。その中でですが7名自己都合退職等ございまして、7名減で442ということで補正後の人数となっております。

○委員長（内藤久歳君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 7名と、今回が12名ということで自己都合のもあるんですけども、

ここ数年そんな感じですか。

○委員長（内藤久歳君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 今、言った30年度が7名、その前の29年度が9名ということで、昨年度末は10名ということで大体同じくらいの数字で退職されている方がおられる。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、人事課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、総務課より、2款総務費、4項選挙費、2目市長選挙費について説明をお願いします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） お疲れさまです。

それでは、総務課の8月の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の12、13ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、2目市長選挙費につきましては、補正前の額が2,489万8,000円に対しまして、56万3,000円の増額をお願いし、2,546万1,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、全額一般財源でございます。

内容につきましてご説明させていただきます。02市町選挙執行业を56万3,000円増額補正するものでございます。今回の補正予算につきましては、9月13日告示、9月20日執行予定の甲斐市長選挙に伴います新型コロナウイルス感染症予防対策経費をお願いするものでございます。投票所で使用いたしますフェースシールドやマスク、消毒液、ハンドソープ等を購入する経費であります。

市長選挙に当たりましては、市民の皆様安心して投票していただけるよう投票所内での

感染蔓延防止に取り組んだ上、選挙を実施していく予定でございます。

以上で8月補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、総務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、学校教育課より、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費について説明をお願いします。

輿石課長。

○学校教育課長（輿石 信君） 大変お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

それでは、学校教育課に関係いたします補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書22、23ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、11学校庶務費194万2,000円の増額の補正をお願いするものです。内容でございますが、新型コロナウイルス感染症のリスクを回避し、子供たちが安心して学校生活を送ることができるようにするため給食配膳用手袋を購入し、各学校に配布するものです。また、学校での学校医による検診及び就学時検診が安全に実施

できるよう、学校医が使用する手袋、消毒液、フェースシールドを購入するものです。

学校教育課に関係します補正予算につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、学校教育課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、教育総務課より10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費から繰越明許費まで一括で説明をお願いします。

名取教育総務課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） お疲れさまでございます。

教育総務課関係の補正予算につきましてご説明いたします。

このたびの補正予算は敷島南小学校屋内運動場大規模改修工事及び双葉中学校の大規模改修工事1工区及びトイレ・更衣室増築につきまして、令和2年度学校施設環境改善交付金の申請をしておりましたところ、6月1日付で交付決定がありました。また、学校施設に保管してありましたPCBの処理につきまして、併せて補正予算をお願いするものでございます。補正予算説明書22ページ、23ページをお願いいたします。

22ページ下のほうの項目になります10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、23ページの説明欄にあります11敷島南小学校費、3億5,952万4,000円は老朽化した敷島南小学校屋内運動場の大規模改修工事に係る管理業務委託料と工事費でございます。財源内訳の国県支出金は国の学校施設環境改善交付金、地方債は学校教育施設等整備事業債でございます。

同じく10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14小学校施設整備費288万1,000円は、平成30年12月に敷島小学校大規模改修工事の施工の際に、廃棄処分する予定の蛍光灯安定器にP C Bが含まれていることが判明いたしました。このため、P C B特別措置法に基づき、山梨県に届出を行い、ドラム缶に封入し、J E S C Oという政府系専門処理業者に申請登録しておいたところ、廃棄処理の順番が来た旨の連絡があったことから、専門業者による運搬処理を委託するものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお願いいたします。

一番上の3項中学校費、1目学校管理費、25ページ説明欄にあります07双葉中学校費2億4,180万2,000円は、老朽化した双葉中学校校舎の大規模改修1工区及びトイレ・更衣室増築の工事監理委託料と工事費でございます。財源内訳の国県支出金は、国の学校施設環境改善交付金、地方債は学校教育施設等整備事業債でございます。

次に、補正予算説明書28ページ、繰越明許費資料をお願いいたします。

繰越明許の理由につきましてご説明いたします。

先ほど説明いたしました10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の敷島南小学校施設整備費並びに中学校費学校管理費の双葉中学校施設整備費につきましては、令和2年度の国の補正予算により敷島南小学校及び双葉中学校に対する国庫補助金の交付決定があり、令和2年度一般会計予算に計上する必要が生じました。両工事とも、卒業式、入学式、授業等に支障がないよう来年度中に工事を完了する見込みのため、予算の繰越しを行う必要があることから繰越明許費をお願いするものでございます。

なお、事業執行につきましては、今年度中に入札、契約締結後着工し、令和3年度末の工事完了を予定しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 敷島南小と双葉中ということで全面改修ということで、これは基本的に築何年とかそういう基準か何かあって今回申請をしたということなの、その辺はどういうような。

○委員長（内藤久歳君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 今回の敷島南小学校体育館と双葉中学校につきましては、大規模改修につきましては、長寿命化計画を策定する前に老朽化が顕著であり、年度を決めて施工する計画を立てておりました。特に、この今回の敷島南小体育館と双葉中学校につきましては要望も多かったことから、設計を進めておりましたので長寿命化計画とは別に進めてきたものでございまして、敷島南小学校体育館につきましては昭和58年の建築、双葉中学校につきましては昭和51年の建築ということになります。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に市の長寿命化ではなくて、特別その地域のほうから、まあ学校っていうのかな、そっちのほうから要望があったので今回それを申請して国のほうから認可されたという今、説明だけどそれでいいですか。

○委員長（内藤久歳君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） はい、長寿命化計画をする前に老朽化とか要望があったものですから、今回の設計に入りまして工事に決まったものでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 甲斐市の中でも結構古い校舎が結構あるんだよね。うちの近くの北小なんかも結構老朽化して、外壁なんかも相当傷んでいるような状況になっているわけ。あれは市の長寿命化計画の中に入っているってことなの。ちょっと聞きたい。

○委員長（内藤久歳君） 徳井係長。

○施設係長（徳井雄一君） お答えします。

敷島北小学校の校舎と屋内運動場につきましては、今年度長寿命化の改修工事の実施設計を行っているところで、実施設計が終わり次第、国のほうに申請して補助金を申請する予定でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） さっきも言ったけれども、甲斐市の庁舎結構年数たっているところが

多くて、最近建て替えたところもいくつかあるけれども結構老朽化している。順次そういったものも今言ったように国のほうに申請して、通り次第ある程度改修していくという方向で進んでいくということよろしいですね。

○委員長（内藤久歳君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） はい、長寿命化計画に基づいて工事をしていきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 23ページの小学校整備費、PCBという中で今回結構今ニュースなんかでもPCB蛍光灯のあれが古いから替えなきゃならんという聞いているんだけど、たまたま敷島小、ほかには甲斐市の学校で該当する蛍光灯みたいなのはもうないということなの。

○委員長（内藤久歳君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 今回補正させていただくPCBが発見されてすぐに電気業者に依頼をいたしまして、全ての学校を調査いたしましたところ、ございませんでした。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかに委員より質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議案の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 敷島南小が地元なんでそこだけちょっと特定してお伺いしたいんですけども、来年から卒業式、入学式が終わった段階で開始するということだと思うんですよ。そうするとまず、骨組みだけ残して解体するという話は事前から聞いています。そうすると来年度末に完成ということであれば、その間の体育館を利用する授業とかこういったことはどういう日程、夏休みとか冬休みとか重点的にやると思うんですけども、それ以後の体育館でやるべき、雨天の例えば体育の時間とか、こういったときにはどういう方法でやるのかということまで決まっていますか。

○委員長（内藤久歳君） 徳井係長。

○施設係長（徳井雄一君） お答えします。

体育館の改修中の体育の授業につきましては、児童館がございますので、児童館の遊戯室などでマット運動など授業のどうしてもやらなければならないようなカリキュラムについては児童館のお遊戯室を借りて実施するというので先生方と協議のほうをさせていただいています。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） これが通ってから多分業者と話をしてスケジュール等々が決まるというふうに思うんですけども、日程的にどういう形でいつから解体していつから取りかかるかというのは、もう少したないと分からないのかな、どうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 徳井係長。

○施設係長（徳井雄一君） 今の計画の段階では先ほど課長のほうから説明がありましたとおり、入学式が終わった後にすぐに解体の作業に入る予定でございます。どうしても工期のほうはかなり、全部骨組みだけ残すということで時間がかかってしまいますので、卒業式の練習前までには完成ということで計画のほうしておりますが、取った業者によってもうちょっと早くできたりとかということも考えられます。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） ほかに傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、教育総務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、生涯学習文化課より、10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育総務費について説明をお願いいたします。

大寫生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大寫正之君） よろしくお願ひいたします。

生涯学習文化課より8月補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書24ページ、25ページをお開きください。

ページ中ほど、10款教育費、6項社会教育費、2目公民館費になります。25ページの説明欄記載、10公民館庶務費243万8,000円の増額補正をお願いするものであります。財源につきましては一般財源となります。

内容について、昨年睦沢地域ふれあい館北側にありました旧睦沢小学校の校舎解体を実施しました際、有害物質である高濃度PCB、ポリ塩化ビフェニルが含まれた安定器9台が発見をされました。このため、PCB特別措置法に基づき、ペール缶に封入し県に届出を行うとともに、専門処理業者であります中間貯蔵・環境安全事業株式会社、通称JESCOに処理申請、登録を行ったところでございます。

今般JESCOから廃棄処理の順番が来た旨の連絡があったことから、8月補正予算におきまして、役務費として運搬費22万円、委託料といたしまして廃棄物処理委託費221万8,000円の合計243万8,000円を計上させていただきました。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 質疑ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 傍聴議員、質疑ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、生涯学習文化課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、秘書政策課より、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費について説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） お疲れさまです。引き続きよろしくお願ひいたします。

秘書政策課から、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、説明欄の03企画管理費1億7,182万6,000円の増額補正をお願いするものであります。令和2年度の寄附金額は当初予算では5億円の歳入を見込み、協力事業者と連携を図り、商品開発をはじめ本市の広告事業によるPR効果からも、前年度同時期の寄附金額をおおむね20%を上回るペースであることから、前年度同様な寄附がございますと寄附者への返礼品の遅延や協力事業者への支払いができず支障が出ることから、これに対応するため増収を見込みます返礼品等の経費の増額補正をお願いするものであります。

内訳につきましては、7節報償費9,883万8,000円。この増額につきましては、ふるさと応援寄附金を頂いた方へのお礼として特産品等返礼品の経費の増額でございますが、説明欄の16地方創生事業の緑化センター跡地活用事業において、64万円の減額を行いますので、補正予算説明書ではこの差引き9,819万8,000円の計上となります。

11節役務費3,038万5,000円につきましては、寄附を頂いた方へ寄附金受領証明書の送付などの郵送の経費と、ふるさとチョイスなど民間各社のポータルサイト利用に伴います手数料でございます。

12節委託料4,260万3,000円につきましては、ふるさと納税管理業務といたしまして、民間ポータルサイトさとふるへの業務委託料の増額であります。

次に、歳入でございますが、補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、商品開発をはじめ広告事業のPR効果からも前年度同時期と比較いたしまして多くの寄附金を頂いているところであります。つきましては、ふるさと応援寄附金の補正といたしまして、3億5,000万円の増額補正をお願いし、今年度の寄附金額を8億5,000万円と見込むものであります。今後も自主財源の確保に向けて、引き続きふるさと応援寄附金事業に取り組んでまいりますのでよろしくお願ひいたします。

以上で今定例会に提出いたしました補正予算の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ここ数年、大変ふるさと寄附金が増額ということで、大変職員の皆さんの努力が報われたということで、我々も職員が頑張っているという評価したいんですけども、この間たまたま山日で、吉田、南アルプス、甲斐市の順番で頑張っていたら、何か返礼が山梨の場合は果物が結構有名なので果物が多いなんていう話もあったんですけども、この前も聞いた経緯があるんですけども、甲斐市の場合はどういうものが人気というか、返礼として多いのかちょっと教えてもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） まさしく山梨県のふるさと納税の多くはやはりフルーツ関係です。本市につきましてもシャインマスカット、また黒富士農場のバームクーヘンなどがこれまでのPR効果によりまして、ふるさとチョイスでもトップ画面に出るほどの今、人気がございます。併せてワイン関係、サントリーワイナリー、また敷島醸造所などの地元のワイン。以上が一応トップの3つであります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 会議の中でも結構、自分たちの地場産業とか、自分たちで特産品を作っている面でも努力している。この間、今度は最近双葉のネギなんか結構評判がよくてなんていう話もあるんですけども、当然そういったものもできるだけPRしていただいて、できるだけ全国的な農産物とか、そういうものにまた市のほうでもPRしてもらって、やっぱり地域の人たちがやりがいのある事業として、給付金もいいんですけども、そういったものをPRするということが必要な事業じゃないかと思うので、ぜひその辺を努力していただきたい。これは要望で結構です。よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど果物がすごく人気があるということなんですけれども、ただ今

年7月頃すごい天候が悪くて、私なんかも毎年お盆ぐらいにブドウとか桃とか買っていたんですけど、今年はものが全然ないということで買えなかったんです。その分の供給というのは大丈夫なんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 今現在とといいますか、これまで先般の大雨、日照不足ということで担当のほうから各事業者に、常に現状の果物の成果がどうなのかという確認をしております、中にはものが悪いというときもございましたが、原則常日頃から調査させていただいておりますので、今現在届かないという状況はございません。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 傍聴議員の質疑もないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、秘書政策課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、企画財政課より、13款諸支出金、1項基金費、2目財政調整基金費及び14款予備費、1項予備費、2目予備費について一括にて説明をお願いいたします。

宮本企画財政課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課がお願いいたします歳出の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

13款諸支出金であります。1項基金費、1目財政調整基金費、01財政調整基金積立6,225万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差引額を積み立てるものであります。この積立てによりまして現時点での財政調整基金の令和2年度末現在高見込額は26億7,311万円という状況でございます。

続きまして、14款予備費であります。1項予備費、1目予備費2,000万円の増額につきましては、新型コロナウイルスへの対応など緊急時に備え予算を確保するため増額するものであります。現在の予備費の状況といたしましては、当初予算額2,000万円に対しまして1,747万4,000円を19事業へ充当いたしまして残額は252万6,000円となっております。

なお、充当済額の内、新型コロナウイルス対策関係につきましては、12事業1,066万5,000円、率にいたしますと約61%という状況であります。

以上、歳出についてご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、企画財政課、歳出関係の質疑を終了します。

引き続き、歳入について行います。

15款国庫支出金から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

宮本企画財政課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

それでは、このたびの一般会計補正予算5億5,760万6,000円につきましては、財源となります歳入予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、15款国庫支出金であります。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総

務管理費補助金 2 億5,412万8,000円の増額につきましては、第1次分であります新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を計上いたしまして、安心甲斐・市民支援事業である元気甲斐商品券事業に充当するものであります。

次に、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金42万6,000円の増額につきましては、住居に不安を抱えている生活困窮者に宿泊場所を提供する一時生活支援事業の利用日数増に伴い補助金を増額するものであります。

次に、2節児童福祉費補助金854万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての補助金となります。内容といたしましては、児童館や子育て広場に消毒液などの衛生用品や備品を購入するための経費や、包括的な支援として子ども・子育て支援事業に対して特例措置が追加されたことに伴う一時預かり事業、病児保育事業に係る増額分及び双葉東児童館の第2教室に手洗い場を設置するための経費に係る補助金として計上するものであります。

次に、7目土木費国庫補助金、4節都市計画費補助金 1 億1,337万5,000円の減額につきましては、歳出におきまして緑化センター跡地活用事業を減額したことに伴いまして、財源である国庫補助金を減額するものであります。

次に、9目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金4,362万7,000円の増額につきましては、敷島南小学校屋内運動場大規模改修工事に係る補助金を計上するものであります。

次に、2節中学校費補助金2,593万4,000円の増額につきましては、双葉中学校校舎大規模改修及びトイレ・更衣室増築工事に係る補助金を計上するものであります。

次に、16款県支出金であります。2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金1,493万9,000円の増額であります。内容といたしましては、1歳児特別保育事業の県要項が改正され小規模保育事業所が対象施設に加わり対象者数が増加となることに伴う特別保育事業等補助金、双葉東児童館の第2教室に手洗い場を設置するための経費に係る山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として保育園や認定こども園等に消毒液などの衛生用品や備品を購入するための経費に係る新型コロナウイルス緊急包括支援交付金をそれぞれ計上するものであります。

次に、3項委託金、5目農林水産業費委託金、1節農業費委託金901万5,000円の増額につきましては、現在双葉北部地区で実施されている中山間地域総合整備事業のうち圃場整備事業の換地業務委託内容の確定に伴い、県からの委託金を増額するものであります。

次に、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金 3 億5,000万円の

増額につきましては、ふるさと応援寄附金の金額が当初の見込みよりも増えていることから増額するものであります。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金2億5,412万8,000円の減額につきましては、6月補正予算で計上いたしました安心甲斐・市民支援事業である元気甲斐商品券事業の財源として財政調整基金を充当しておりましたが、今回の補正予算におきまして、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を計上し商品券事業に充当したことから、国庫補助金と同額を減額するものであります。

次に、22款市債、1項市債、7目土木債、1節辺地対策事業債360万円の増額につきましては、防災行政無線施設維持管理費における防災行政無線再送信局増設移設工事について、福沢辺地総合整備計画に追加することに伴いまして、防災対策事業債から充当率が100%となる辺地対策事業債に振り替えるため計上するものであります。

次に、2節河川事業債500万円の増額につきましては、河川改修事業において下今井内区の水路改修工事が緊急自然災害防止対策事業の認可を受けたことに伴いまして、当初財源としていた合併特例債から充当率100%となる緊急自然災害防止対策事業債に振り替えるため計上するものであります。

次に、4節道路橋梁事業債1,050万円の増額につきましては、道路しゅんせつ改良事業において、牛久大久保線道路改良工事と里の内冷久保線道路側溝しゅんせつ工事が緊急自然災害防止対策事業の認可を受けたことに伴いまして、当初財源としていた合併特例債から充当率100%となる緊急自然災害防止対策事業債に振り替えるため計上するものであります。

補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

次に、8目消防債、3節防災対策事業債270万円の減額につきましては、防災行政無線施設維持管理費における防災行政無線再送信局増設移設工事の財源を辺地対策事業債に振り替えたことに伴いまして減額するものであります。

次に、9目教育債、1節学校施設整備事業債3億9,920万円の増額につきましては、敷島南小学校屋内運動場大規模改修工事及び双葉中学校大規模改修工事及びトイレ・更衣室増築工事に充当するため計上するものであります。

次に、12目合併特例債、1節合併特例債1億9,710万円の減額につきましては、緑化センター跡地活用事業の減額に伴い、財源としていました合併特例債の減額及び河川改修事業に充当していた合併特例債を河川事業債に、また道路新設事業に充当しておりました合併特例債を道路橋梁事業債に振り替えたことに伴い減額するものであります。

地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明させていただきますので、補正予算説明書の29ページをお開きください。

表の一番下の行が合計でございます、中ほどの記載見込額の列にありますとおり、今回の補正で2億1,850万円を増額いたしますと、今年度の起債の発行見込額は25億9,742万円となり、一番右の列にございますとおり、令和2年末の現在高は226億7,569万1,000円となる見込みであります。

以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと聞きたいんだけど、繰入金のところでは財政調整基金が減額ということでこれは地方創生かな臨時交付金、国のほうから出たからそれは減額になった。これは地方臨時交付金というのはどういった形なんですか。いろいろ事業としていろいろ申請してお金がつくということ。そうではなくて、甲斐市に予算が幾らと決まっていますか。この地方創生臨時交付金という内容をちょっと教えてもらえますか。

○企画財政課長（宮本 裕君） 新型コロナウイルスの関係で地方創生臨時交付金ということで国のほうから交付されるんですけども、その内容につきましては国のほうで当然補正予算において対策費を計上しているんですけども、その内訳といたしまして人口、あと補助金の関係で市のほうで負担する分を計算を国のほうでいたしまして、その額を案分して1次分と2次分それぞれ金額が分かれて、今回は通知が来ておまして今回計上したのにつきまして、6月補正予算で計上させていただきましたコロナウイルス対策に関して1次補正分でこちらの2億5,402万8,000円、これが第1次分として甲斐市分の配分額みたいな形で来ておりますので、こちらの額に対して市のほうから計画のほう申請をして交付決定をいただくという、そういうふうな流れになっております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局第1次、第2次ということは、第1次は甲斐市の金額が提示されたんでそれにコロナ事業という予算を割ったということ理解でいいのかな。そうすると第2という、基本的に国のほうでも結構補助金を用意してあるみたいで、10兆円とかいう話もあるんだけど、今後もこの事業をある程度使える形でもなり得るのかな、今からコロナ

がどういう体制になるかはちょっとまだ検討つかないけれども。

○委員長（内藤久歳君） 横森部長。

○企画政策部長（横森貴志君） 今回は1次分の金額を示させていただきました。本会議でも市長がご説明しましたようにコロナ対策の関係で、またこの後の支援事業等近いうちにまた議員の皆様の方へのご報告させていただくという形になっていますので、そちらの方の事業の中で第2次分を活用して組んでいきたいと考えているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 確認で、第2次が当然国のほうも、市としてもあると予定して、今は詳細にできないけれども、その辺の一応対応していくという理解で。

○委員長（内藤久歳君） 横森部長。

○企画政策部長（横森貴志君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかに委員より質疑がございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、何かございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、歳入の質疑を終わります。

これより、議案第57号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第57号を終わります。

これで、補正予算の審査を終わります。

この後、請願審査となります。

ここで暫時休憩します。じゃ、35分まで。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時34分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

引き続き、請願審査を行います。

請願第2-1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

紹介議員である滝川議員より請願の内容説明等をお願いいたします。

滝川議員。

○議員（滝川美幸君） 大変お忙しい、委員会の後、皆様には大変ご厄介おかけいたしますけれども、ぜひよろしくをお願いいたします。座って読まさせていただいてよろしいでしょうか。じゃ、座って読まさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

2020年7月28日

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人 甲斐市PTA連絡協議会会長、深沢勝彦、甲斐市公立小中学校長会、広瀬昇、甲斐市公立小中学校教頭会、増坪広夫、山梨県教職員組合中巨摩支部執行委員長、佐藤栄志。

紹介議員、滝川美幸です。

甲斐市議会議長、清水正二殿。

請願趣旨、請願事項。

1、計画的な教職員定数改善をすすめるとともに、少人数学級の推進を図ること。

1、義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償性の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充するこ

と。

請願理由。

学校現場では、3月から続く新型コロナウイルス感染症蔓延により、子どもたちへの学びの保障や心身のケア、感染症蔓延対策などが行われています。また、新学習指導要領への対応に加え、休業措置に対するカリキュラム再編成など、臨時的な職務が行われています。さらに、貧困・いじめ・不登校などの解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

本市でも、「第二次創甲斐教育推進大綱」を市政教育の基本に据え、バランスのとれた知・徳・体の育成、ふるさとに誇りや愛着を持ち活躍できる人材の育成、質の高い教育のための環境整備など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた子どものゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、是非とも、甲斐市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2021年度政府予算編成において教育施策の充実が図られるよう、地方自治体法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 少人数学級とって、上限の数とか学年別の生徒数の上限とかそういったものは現状はどうなっているのか、あるいはこの要求の中には少人数学級という具体的な数字じゃなくてとにかく数だけ減らしてほしいみたいな、中身を充実させるためにという

ふうになっているんだけど、この部分については目標数字みたいなものは具体的に請願者からは数字的なものは出てないということですか。

○委員長（内藤久歳君） 滝川議員。

○議員（滝川美幸君） 請願者のほうからは人数的なものは出ていません。しかしながら、山梨県の長崎知事は25人、1年生においては25人が適正であるという形を打ち出していただいて、本来少人数学級というのは30人以下ということになっていると思いますので、県のほうでは、ありがたいことに25人という人数を知事が出されているという現状です。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） いわゆる国は30人、県では25人というふうで過去から40人が35人、30人というように何度も何度も改革をやってきたわけなんだけど、この25人という数字自体は各学年共通してという考え方のようなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 滝川議員。

○議員（滝川美幸君） そこまではちょっと私のほうも把握はしておりません。けれども、恐らく今、教員の人数が減っている中で1人の先生が十分な目配せができ、一人一人の子供たちを落ちこぼれがなく指導していくのがやはり30人以下25人くらいが適正であろうと。また、あまり少なくしたときに集団性の教育がどうなるかという問題が出てくるとは思います。ただ、今までの日本の戦後の在り方について私たちはその中で育ってきておりますけれども、やはり十分ではなかった。しかしながら、学校を取り巻く環境の中で子供たちも変わり、そして学校へ子供たちをお預けしているご父母の考え方も非常に変わってきた中で、先生方の負担が非常に増えているということは事実だということは、私たちの世代である皆さん議員さんの中では、非常に共通していただけるかなということは感じています。学校に行けば先生の言うことは正しいんだと、先生に怒られても先生が正しいんだという中で私たちは教育を受けてきましたけれども、今の親御さんは決してそうではありませんので、先生方の苦勞というのは非常に大きな負担がかかっていることは事実ですので、一日も早く私はこういう少人数の学級にさせていただきたいなということは私自身も思っています。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

これより、本請願についての、順次各委員の意見を求めたいと思います。

まず、加藤副委員長からお願いします。

○委員（加藤敬徳君） 私は採択をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私も採択をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 採択でいいんですけども、一言だけ言わせてもらいたいですけれども、当然教育予算拡充ということは、当然市でも市単独で教員を採用してやっているのも負担もかなりかかっているのも事実だし、国のほうでそういったものをある程度見てもらう、特にさっき滝川紹介議員が言ったとおり、少人数学級というのは山梨県でも知事が率先して選挙公約という中でやっているのが事実なので、大変こういったものはいいいんですけども、ただ毎年毎年出ることに対してはちょっと僕自身はどうかなという思いはあります。

この前もいろいろあったんですけども、今回は採択という形で、一言だけちょっと付け加えさせてもらったんですけども、その辺で理解していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水和弘君） 私も採択です。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 私も採択で結構です。

それで一つ、この特にここずっとですけれども、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたやつだよ。これ上げるということは、国の財政負担も大変なんだろうけれども、やっぱり教育にはそのだけの投資をしていかなければいけないだろうと、特にこの辺を、そうしないと全国どこの地域でも同じような教育が受けられるということが非常に大切だと思うんだよ。ぜひ、このことは請願していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 今、皆さんほかの議員さんも指摘されたとおり、この請願の内容としましてはもちろん結構なことですけれども、ただ本当にポイントがちょっとぼやけているとか、少人数学級といってもその具体的な数字が出ていないとか、今、有泉委員が言われたような問題も、小泉政権下の三位一体改革で国庫の負担率が2分の1から3分の1に下がったということも、それを今度はそれを下がったからまた元に戻してほしいとか、そういう

具体的なことをもっとポイントを絞って分かりやすく請願事項に上げたらどうかなと思うんですけども。そういうことで、請願自体は私も採択でよろしいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時46分

再開 午前 11時47分

○委員長（内藤久歳君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、請願第2－1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について採決します。

お諮りいたします。本請願は採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決定しました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で請願第2－1号の審査を終了します。

これで、請願審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 零時05分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案及び請願の審査は全て終了しました。

慎重審議ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より、その他、何かございますでしょうか。

事務局、何かありますか。

森田係長。

○書記（森田 公君） 1点すみません。お昼になった後に申し訳ございません。

お手元に7月に行われました総務教育委員会の懇親会の収支報告のほうをさせていただきました。出席された委員さんのお手元に配付させていただきましたので、ご確認のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時06分